

(介護予防) 特定施設入居者生活介護利用契約書 西東京ケアコミュニティそよ風

● 契約締結日： 年 月 日

● 指定特定施設等の表示

名称 西東京ケアコミュニティそよ風

所在地 東京都西東京市東町三丁目1番13号

(指定(介護予防)特定施設入居者生活介護事業所: 第1375424155号)

● 契約当事者の表示

利用者: _____ 印

(男・女)

(明治・大正・昭和 年 月 日生 歳)

事業者: 株式会社SOYOKAZE 代表取締役 中川 清彦 印

所在地: 東京都港区北青山二丁目7番13号 プラセオ青山ビル

● 契約当事者以外の者

契約立会人(1): _____ 印

住所:

利用者との続柄: 配偶者・身元引受人・家族

(具体的に)

生活支援員・その他

(具体的に)

契約立会人(2): _____ 印

住所:

利用者との続柄: 配偶者・身元引受人・家族

(具体的に)

生活支援員・その他

(具体的に)

入居者と事業者は、介護保険法その他の法令（以下「介護保険法令等」という）に定める指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定特定施設入居者生活介護（以下、「指定特定施設等」という）の利用にあたり、下記のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。

第1章 総則

（契約の目的）

第1条 事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護を利用する要支援者又は特定施設入居者生活介護を利用する要介護者（以下、「利用者」という）に対し、指定特定施設等において、介護保険法令等を遵守し、本契約の定めるところに従い、利用者が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを支援することを目的として、サービスを提供します。

2 本契約に基づき提供されるサービスの内容（本契約第4条及び第5条に定めるもの。以下同じ）は、重要事項説明書に添付する『介護サービス等一覧表』に定めるとおりとします。

（契約期間と更新）

第2条 本契約の有効期間は、

年 月 日～ 年 月 日

とします。

ただし、上記の契約期間満了日以前に、利用者に関して介護保険法令等により行われる要支援認定又は要介護認定、更新認定、状態区分の変更認定、取消等の手続き等により、要支援認定又は要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要支援認定又は要介護認定有効期間満了日までとします。

2 契約満了日の7日以上前までに利用者から書面による更新拒絶の申し出がない場合、この契約は自動更新され、以降も同様とします。

（運営規程）

第3条 事業者は、指定特定施設等において、以下に掲げる重要な事項に関する規程（以下「運営規程」という）を定めます。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 入居定員及び居室数
- 四 指定特定施設等のサービス内容及び利用料その他の費用の額
- 五 利用者が介護居室に移る場合の条件及び手続
- 六 施設の利用に当たっての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 非常災害対策
- 九 その他運営に関する重要な事項

（介護保険給付対象サービス）

第4条 本契約において、「介護保険給付対象サービス」とは、介護予防特定施設サービス計画又は特定施設サービス計画（以下、「特定施設等サービス計画」という）に基づき、事業者が利用者に対して提供するサービスをいいます。

- 2 前項のサービスのうち、介護予防特定施設入居者生活介護においては、利用者の介護予防を目的とした入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援、ならびに機能訓練及び療養上の世話を行います。
- 3 第1項のサービスのうち、特定施設入居者生活介護においては、利用者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話を、ならびに機能訓練及び療養上の世話を行います。

(介護保険給付対象外サービス)

第5条 本契約において、「介護保険給付対象外サービス」とは、介護保険の給付対象となる前条の指定特定施設等の介護保険給付とは別に介護に係る費用を受領できる介護サービスであって、厚生労働省令第35号第238条第3項 第一号、厚生省令第37号第182条第3項第一号及び当該省令の解釈通知である老企第52号に定める人員配置が手厚い場合の介護サービス、及び個別的な選択による個別介護サービスをいい、別紙①の書面に定めるものをいいます。

(介護の場所)

第6条 事業者は、利用者に対し本契約に基づく介護予防サービス又は介護サービス（以下、「介護等」という。）を、原則として利用者の一般居室において提供します。

- 2 前項において、居室内での介護又は、共同生活の継続が困難と判断された場合には、医師の意見を聴くとともに、ご家族様とご相談の上、提携施設への転居もしくは退去となる場合があります。

(地域との連携等)

第7条 事業者は事業運営にあたり、周辺地域住民が行う活動等を通じて地域との交流に努め、また地方自治体が実施する事業に協力するよう努めるものとします。

第2章 介護サービスの内容確認とその手続き

(要介護認定等に伴う確認)

第8条 事業者は、利用者の要支援認定又は要介護認定等が確定・更新・変更された場合、その内容を確認するために、次の各号に定める事項を含めた「要支援認定又は要介護認定等に伴う確認書」の書面を利用者に交付します。

- 一 要支援認定又は要介護認定等の内容及びその認定日、有効期間
 - 二 認定審査会の意見
 - 三 市町村により確定されたその他の重要な事項
- 2 前項の確認に際して、事業者は利用者に対して、次の各号に定める事項についての説明を行い、それについての利用者の意思を確認します。
- 一 本契約第4条に定める「介護保険給付対象サービス」に関し、介護保険給付の対象となる費用の支払いについて、介護保険法令等に定める法定代理受領サービスを選択することに同意するか、又は、償還払いを希望するかの確認
 - 二 本契約第5条に定める「介護保険給付対象外サービス」に対して支払うべき費用の内容及び額への同意
 - 三 本契約に基づくサービスの利用に関して、利用者が負担する利用料金や支払方法等が変更された場合の同意
 - 四 その他利用者又は事業者において必要と考えられる事項

(特定施設等サービス計画の作成・変更)

第9条 事業者は、介護保険法令等に基づき、利用者ごとに「特定施設等サービス計画」の原案又は変更案を作成します。

- 2 前項の原案又は変更案は、利用者又はその家族に書面で交付し、かつ協議を行い、その同意を得た上で決定します。

第3章 事業者の義務

(事業者の守秘義務)

第10条 事業者は、正当な理由なしに、本契約に基づくサービスを提供するうえで知り得た利用者又はその家族等に関する事項を第三者にもらしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

第4章 サービスの料金の支払い

(サービス利用料金)

第11条 利用者は、事業者に対して、本契約に基づき提供されたサービスの利用料を、「要支援認定又は要介護認定等に伴う確認」(第8条) 及び「特定施設等サービス計画」(第9条)に基づき支払うものとします。

- 2 事業者は、利用者に対して、本契約に基づき提供されたサービスの内容に基づき、利用者が支払うべき利用料金の内訳やサービスの区分等を記載した請求書をあらかじめ送付します。
- 3 事業者は利用者が事業者に支払うべき「特定施設入居者生活介護等」サービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として市町村より支給を受ける額の限度において、利用者に代わって市町村より支払いを受けます(以下法定代理受領サービスという)。

(利用料金の変更)

第12条 本契約第8条第2項第一号に定める費用として支払う利用料金、その他介護保険法令等の変更があった場合、事業者は利用者等への説明を行い、当該利用料金等を変更することができます。

- 2 本契約第8条第2項第二号に定める費用として支払う利用料金について、事業者は、利用者の同意を得たうえで、当該利用料金を変更することができます。この場合、事業者は、ホームの所在する地域の発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案するなどの手続きをとるものとします。

(証明書の交付)

第13条 事業者は、本契約に基づくサービス利用料金の支払いを受けたときは、利用者の求めに応じてサービス提供証明書を交付します。

- 2 前項のサービス提供証明書の発行に際し、事業者は利用者に対して、当該証明書の使用目的や提出先についての説明を求めることがあります。

(損害賠償)

第14条 事業者は、本契約に基づくサービスの提供に当たって、万一事故が発生し利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、利用者に故意又は重大な過失がある場合は賠償額を減ずることができます。

第5章 契約の終了

(契約の終了事由)

第15条 本契約は、次の各号の一つに該当するときは、終了します。

- 一 利用者が死亡した場合
- 二 利用者の要介護状態区分が非該当(自立)と認定された場合
- 三 当住宅の賃貸借契約が終了した場合
- 四 当住宅が介護保険法令等に基づく指定特定施設等の事業者指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 五 利用者がホームの指定特定施設等に代えて、他の介護サービスの利用を選択した場合
- 六 第16条から第17条に基づき本契約が解除又は解約された場合

(事業者からの契約解除)

第16条 事業者は、利用者の行動が他の入居者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常の介護方法ではこれを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することができます。

2 前項の場合、事業者は次の手続きを行います。

- 一 一定の観察期間をおくこと
 - 二 医師の意見を聞くこと
 - 三 契約解除の通告について3ヶ月の予告期間をおくこと
 - 四 前号の通告に先立ち、利用者本人の意思を確認するとともに、入居契約で定める身元引受人等の意見を聞くこと
- 3 事業者は、本契約に基づくサービス利用料金の支払いにつき、利用者がしばしば遅延し、その支払いがない場合など、本契約における事業者と利用者の信頼関係を著しく害するものであると判断した場合には、3ヶ月の予告期間において、本契約を解除することができます。この場合、前項第四号の規定を準用します。
- 4 前項において、利用者が介護保険法令等に定める法定代理受領サービスを希望しており、本契約第8条第2項第一号に定める費用の支払いを遅延する場合には、事業者が本契約の解除に先立ち行う予告期間は3ヶ月とします。

(利用者からの中途解約)

第17条 利用者は、本契約の有効期間中、いつでも本契約を解約することができます。この場合、利用者は契約終了を希望する日の1ヶ月前までに事業者に書面により通知するものとします。

(精算)

第18条 第15条の規定に基づき、本契約が終了した場合において、利用者が、既に実施されたサービスに対する利用料金支払い義務その他事業者に対する義務を負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。その際、1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払額については利用日数に基づいて計算した金額とします。

第6章 苦情処理

(苦情処理)

第19条 事業者は、本契約に基づくサービスに関する利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置します。

- 2 利用者は、行政機関又は国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関や紛争解決機関に苦情を申し立てることができます。
- 3 事業者は、前2項による苦情申し立てがなされた場合、これに対して迅速かつ適切に対応するものとし、利用者に対して、これを理由とした差別的な待遇を行いません。

第7章 その他

(協議事項)

第20条 本契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令等の定めるところを尊重し、事業者と利用者が協議の上、誠意をもって解決するものとします。

(合意管轄)

第21条 本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、事業所の所在地を管轄する地方裁判所をもつて第一審管轄裁判所とすることを、利用者及び事業者は予め合意します。

以上



介護サービス等の一覧表

別紙①

介護を行う場所	自立		(要支援、要介護I~V区分)		備考	消費税
	西東京ケアコミュニティそよ風					
	基本サービスに含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付、月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス		
<介護サービス>						
○巡回	希望者	—	随時	—		
・夜間22:00~6:00	体調不良時等は介護認定者に準じる	—	夜間：2時間おきの巡回	—		非課税
○食事介助	なし (*)	1,650円／1回	随時	—		
○排泄介助	なし (*)	1,650円／1回	随時	—		
○おむつ交換	なし (*)	1,650円／1回	随時	—		
○おむつ代	なし (*)	実費負担	—	実費負担		
○入浴（一般浴）	14時~19時	—	週2回	—		
・清拭	—	—	随時	—		
・介助	なし (*)	1,650円／1回	随時	—		
○特浴介助	—	—	週2回	—		
○身辺介助	なし (*)		随時	—		
・体位交換	なし (*)		随時	—		
・居室からの移動	なし (*)		随時	—		
・衣類の着脱	なし (*)		随時	—		
・身だしなみ介助	なし (*)		随時	—		
○機能訓練	—	—	週2回実施	—		
○通院介助 (協力医療機関)	なし (*)	1時間2,200円	随時	—		
○通院介助 (上記以外)	なし (*)	1時間2,200円	なし (*)	1時間2,200円		
○緊急時対応	随時	—	随時	—		
・ナースコール	随時	—	随時	—		非課税
<生活サービス>						
○居室清掃	なし (*)	880円／1回	週2回	左記以外は1回 880円		
○リネン交換	なし (*)	880円／1回	週1回	左記以外は1回 880円	洗濯は洗濯機にて対応可能な物のみ、それ以外は外部に委託にて実費負担	
○日常の洗濯	なし (*)	880円／1回	週2回	左記以外は1回 880円		
○居室配膳・下膳	なし (*)	1回220円	なし (*)	1回220円		
○理美容	なし (*)	実費負担	なし (*)	実費負担		
○買物代行（通常の利用区域）	週1回	左記以外は 1時間1,650円	週1回	左記以外は 1時間1,650円		
○買物代行（上記以外の区域）	なし (*)	1時間2,200円	なし (*)	1時間2,200円		
○役所手続き代行	月1回指定	左記以外は 1時間1,650円	月1回指定	左記以外は 1時間1,650円		

	自立		(要支援、要介護Ⅰ～Ⅴ区分)			
	基本サービス に含むサービ ス	その都度徴収 するサービス	介護保険給 付、月額利用 料に含むサー ビス	その都度徴収 するサービス	備考	消費税
○生活指導・栄養指導	随时	—	随时	—		
○服薬支援	なし	—	随时	—		
○生活リズムの記録 (排便・睡眠等)	なし	—	随时	—		
<入退院時、入院中のサービス>						
○移送サービス	—	—	未実施(非移送 事業者)	—		
○入退院時の同行 (協力医療病院)	なし(*)	1時間2,200円	随时	—		課税
○入退院時の同行 (上記以外)	なし(*)	1時間2,200円	なし(*)	1時間2,200円		
○入院中の見舞い訪問 洗濯回収等	週1回(協力医療機関の場合)	左記以外は 1時間2,200円	週1回(協力医療機関の場合)	左記以外は 1時間2,200円		
	なし(*)	1時間2,200円	協力医療機関以 外	1時間2,200円		
○健康診断	なし(*)	年2回 (実費負担)	なし(*)	年2回 (実費負担)		非課税
○金銭等保管管理 (別途規程の通り)	なし	希望者のみ対応 費用発生なし	なし	希望者のみ対応 費用発生なし		

- ・上記表示のサービスは原則でありケアプランによる介護計画を優先します。
- ・(*)表示は利用者が希望した時には有料で提供いたします。(ご希望に沿えない場合もあります)
- ・上記金額は、税込み金額です。

介護サービスの内容

別紙②

介護を行う場所	西東京ケアコミュニティそよ風
<介護サービス>	
○巡回	日中は午前から午後のプログラムを活用し、夜間希望時随時見守り巡視を行う。
○食事介助	食事は食堂にて摂取する。体調不良などの場合は介護者が介助を行う。必要があれば居室配膳を行う。
○排泄介助	排泄は状態に応じて介助する。
○おむつ交換	尿失禁があり、おむつを必要とする方は時間毎におむつ交換を行う。
○入浴（一般浴）	全身の清潔を目的として入浴を行う。 ・清拭 体調不良等により入浴が困難な場合、暖かいタオルで身体を拭くことを行う。 ・介助 日常の動作を自分で行うことができない場合、介護者が介助しながら行う。
○特浴介助	浴槽をまたがない場合、チェアーアインバスなど機械浴を行う。
○身辺介助	身のまわりの介助を行う。 ・体位交換 自分で身体の向きの変更ができない場合、主に2時間毎に体位の変換を行う。 ・居室からの移動 居室からフロアーや浴室の移動を行う。 ・衣類の着脱 洋服の脱ぎ着の動作の介助を行う。 ・身だしなみ介助 整髪など身だしなみを整える動作の介助を行う。
○機能訓練	四肢の機能低下予防の為、歩行などの動作を行う。
○通院介助 (協力医療機関)	受診時に付き添い介助を行う。
○通院介助 (上記以外)	一定の料金を定め受診の介助を行う。
○緊急時対応	身体上の急変が発生した場合、緊急の対応を行う。 ・ナースコール 緊急コールが設置してあり、必要時にコールをする。
<生活サービス>	
○居室清掃	居室の整理整頓を含め清潔を維持するため清掃を行う。
○リネン交換	シーツ、枕カバー、掛け布団カバー等の交換を行う。
○日常の洗濯	基本週2回行う。
○居室配膳・下膳	居室への食事を配膳又は下膳する。
○理美容	美容師に依頼し行う。
○買物代行 (通常の利用区域)	通常の利用区域において買い物代行を行う。
○買物代行 (上記以外の区域)	通常利用区域以外は一定の料金のもとに買い物代行を行う。
○役所手続き代行	行政上の手続き代行を行う。
○生活指導・栄養指導	日々の生活が規則正しくリズムを整えるよう指導する。食事は栄養士の管理のもと調理された食事を摂取するか必要時栄養の指導を受ける。
○服薬支援	正しく処方されたとおりにお薬が服用されているか見守り支援をする。
○生活リズムの記録 (排便・睡眠等)	排便の回数や睡眠時間等を観察し記録する。
<入退院時、入院中のサービス>	
○移送サービス	未実施
○入退院時の同行 (協力医療病院)	入退院時の手続きなど同行して行う。
○入退院時の同行 (上記以外)	協力医療病院以外は一定の料金のもと入退院時の手続きの同行を行う。
○入院中の見舞い訪問	入院中のお見舞いにて様子を観察し洗濯物等は回収して洗濯する。
<その他サービス>	その他必要に応じて援助を行う。

・上記表示のサービスは原則でありケアプランによる介護計画を優先します。

